

**産学官連携インフラ戦略推進プラットフォームにおける
「インフラ戦略推進サポーター（分析支援サポーター）」
制度要綱**

1. 目的

産学官連携インフラ戦略推進プラットフォームの支援として、社会資本整備のストック効果分析・ストック効果最大化に関する豊富な実務経験や知識を有する者を「インフラ戦略推進サポーター（分析支援サポーター）」（以降、分析支援サポーター）に選任することにより、分析支援サポーターの知見・ノウハウの活用を通じ、地方公共団体などにおける主体的なストック効果分析・ストック効果最大化検討の推進を図る。

2. 分析支援サポーターの役割

- ① 社会資本整備のストック効果分析およびストック効果最大化検討を図ろうとする地方公共団体などに対して個別事例の分析・検討に関する知見・ノウハウを提供する。提供内容はサポーター自身の責任において提示するものとする。但し、分析支援の記録（議事要旨など）については事後的に国土交通省に共有する。
- ② 国土交通省総合政策局社会資本整備政策課（以降、社会資本整備政策課）への情報提供、社会資本整備政策課の施策に対する助言、国土交通省によるストック効果分析やストック効果最大化検討の推進に関する発信などを行う。

3. 分析支援サポーターの要件

以下の全ての事項を満たす学識経験者、民間企業職員、地方公共団体職員、非営利活動団体職員。

- ① 本プラットフォームの主旨（分析支援によるストック効果の最大化）を理解し、社会資本整備のストック効果分析*に関する十分な業務実績もしくは査読付き学術論文実績を有していること。業務もしくは学術論文実績を豊富に有する博士号や技術士の取得者を優先的に選任する。特定の分析手法やモデルに関する支援を行う場合は、当該分析手法・モデルに関する実証的な査読付き学術論文実績を有することを必須とする。

※ストック効果については以下の国土交通省 HP を参照。ストック効果分析とは、経済分析、統計分析、財務分析、交通分析などの社会経済の実態変化を対象にした定量分析をさす。なお、マニュアルとして示されている標準的な費用便益分析の支援は対象外とする。

(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/stock/stockeffect.html>)

- ② 分析支援サポーターとして適さない特段の事情がないものであること。
- ③ 分析支援サポーターを解任された日から起算して3年を経過しない者でないこと。

4. 分析支援サポーターの選任などの基本的な流れ

1) 候補者の募集

- ① 候補者は、学識経験者、民間企業職員、地方公共団体職員、非営利活動団体職員とし、所属組織から推薦を受けた者とする。社会資本整備政策課は、分析支援サポーターにふさわしいと思われる候補者を公募する。
- ② 応募者は、所定の書類を提出する。

2) 候補者の審査

社会資本整備政策課は、提出された書類に基づき、候補者が 3. の分析支援サポーターの要件に合致する者であるか否かを審査する。審査の過程において必要に応じて候補者にヒアリングを行う。

3) 分析支援サポーターの選任・公表

- ① 社会資本整備政策課長は、外部有識者からなるインフラ戦略推進アドバイザリーボード（以降、アドバイザリーボード）の意見を踏まえ、候補者が「3. 分析支援サポーターの要件」を満たしていると認められる場合、分析支援サポーターとして選任する。
- ② 社会資本整備政策課は、分析支援サポーターを選任したときは、その旨を本人とその推薦者に通知するとともに、産学官連携インフラ戦略推進プラットフォームの公式ウェブサイトにおいて公表する。

4) アドバイザリーボードによる講習の受講

分析支援の主旨を理解頂くことを目的に、アドバイザリーボードによる講習を受講する。

5) 選任期間

分析支援サポーターの選任期間は選任日から翌々年の 3 月 31 日までとする。また、過去 2 年以内にインフラ政策のストック効果分析・ストック効果最大化検討に携わったサポーターは、辞退の申出がない限り、再任する。

6) 解任

社会資本整備政策課長は、辞退の申出、分析支援サポーターとして適さない事情などがある場合は、選任期間にかかわらず、分析支援サポーターを解任することができる。

5. その他

1) 情報提供・連携

- ① 社会資本整備政策課は、分析支援サポーターが必要とする情報の提供に努めるものとする。
- ② 社会資本整備政策課と分析支援サポーター及び分析支援サポーター同士は、必要に応じて連携を図るよう努めるものとする。

2) 連絡会議の開催

社会資本整備政策課は、5. 1) の趣旨を踏まえ、原則として毎年連絡会議を開催する。

以上